

那霸市新文化芸術発信拠点施設

基本構想



平成 25 年 8 月

那霸市

— 目 次 —

1. 基本構想策定までの経緯	1
2. 現市民会館の沿革	2
3. 基本構想策定の目的	3
4. 基本構想	
(1) 基本理念	4
(2) 基本方針	6
(3) 施設機能	7
(4) 敷地規模	13
(5) 管理運営体制	13
5. 那覇市文化行政審議会委員名簿	14

1. 基本構想策定までの経緯

本市の現市民会館は、本土復帰前の 1970 年（昭和 45 年）に県内初の本格的舞台を備えた公会堂として建設されました。県内では初めての廻り舞台をはじめ、オーケストラピットや音響反射板、照明設備など近代的な舞台技術の粋を結集した座席数 1,504 席（開館当時）を誇る大ホール、集会、展示会、講習会などに幅広く活用できる 800 人収容の中ホールをはじめ、会議室や和室を備えた、「市民の文化の殿堂」「市民の活動拠点」としての期待を受けて開館しました。建設にあたって市民・県民が市民会館に託した想いは、総工費のうち、市負担分の 1 割以上が、市民・県民からの浄財で賄われたことからも伺い知ることができます。

開館後は、県内外からの質の高い様々な文化芸術が発信されてきたと共に、地域に根ざした催し物の開催、歴史的な集会の場として利用されてきた他、日常的な生涯学習の場としても幅広く活用されており、平成 24 年度は延べ約 13 万人の利用者がありました。

しかしながら、築後 43 年が経過し、施設・設備の老朽化が進むとともに、現代の舞台演出の高度化、市民の文化活動の多様化などへ十分に対応できない状況が生じてきました。

このような中、平成 22 年度には、新たな市民会館の建設に向けた「那覇市新市民会館建設基金条例」を制定し、新市民会館建設に要する費用の一部を基金として積立てています。

また、平成 24 年 11 月には、新市民会館の建設に向けて、その基本的な考え方を位置づける「基本構想」について、市長より「那覇市文化行政審議会」へ諮問しました。当審議会では、新たに各分野の専門家による「新市民会館建設検討部会」を設置し、新市民会館に求められる機能の検討を図るとともに、県都那覇市の特性を活かした新たな文化の殿堂・沖縄の伝統文化の発信拠点となるような施設を目指すべく審議を進めていただきました。審議においては、本市がおこなった新市民会館建設についての「市民アンケート」及び「市民フォーラム」などでいただいた市民の皆様の意見も踏まえた審議がおこなわれ、平成 25 年 5 月に、「那覇市新市民会館建設に関わる基本構想について」という形で答申をいただきました。

市では、いただいた答申内容を基に、府内の関係部局による検討委員会において基本構想の案を作成し、平成 25 年 6 月下旬から一ヶ月間の市民意見募集（パブリックコメント）をおこないました。

これらを経て「那覇市新文化芸術発信拠点施設基本構想」を策定しました。

2. 那覇市民会館の沿革

昭和 42 (1967)年 2月	公会堂建設懇談会設置
昭和 43 (1968)年 2月	公会堂設計競技決定
昭和 44 (1969)年 4月	工事着工
昭和 45 (1970)年 11月	完成式典（那覇市民会館落成記念式典）
昭和 61 (1986)年度	防災改修工事(建築)
平成 元(1989)年度	調光装置改修
平成 2 (1990)年度	舞台機構、音響反射板改修工事 平成 3 年度まで
平成 5 (1993)年度	那覇市民会館外壁調査（業務委託）
平成 5 (1993)年度	大規模改造事業（客席椅子 1,504 席から 1,372 席）
平成 6 (1994)年度	大規模改造事業（防災・電気設備改修等）
平成 13 (2001)年度	那覇市民会館施設耐久度調査（業務委託）
平成 14 (2002)年度	外壁改修工事
平成 14 (2002)年度	バリアフリー化事業
平成 15 (2003)年度	外壁緊急対策工事（北面）
平成 15 (2003)年度	大・中ホール冷房機取替え（リースバック方式）
平成 17 (2005)年度	外壁緊急対策工事（南面一部）
平成 18 (2006)年度	外壁緊急対策工事（南面一部・西面）
平成 19 (2007)年度	那覇市民会館耐力度・設備老朽度調査（業務委託）
平成 22 (2010)年 12月	那覇市新市民会館建設基金条例制定
平成 24 (2012)年 5月	那覇市新市民会館建設検討委員会設置
平成 24 (2012)年 11月	新市民会館基本構想を那覇市文化行政審議会へ諮問
平成 25 (2013)年 5月	那覇市文化行政審議会より新市民会館基本構想について答申
平成 25 (2013)年 6月	基本構想（案）を作成
平成 25 (2013)年 6月	基本構想（案）に対する市民意見を募集
平成 25 (2013)年 8月	「那覇市新文化芸術発信拠点施設基本構想」策定

3. 基本構想策定の目的

那覇市では、『第4次那覇市総合計画基本構想』において、都市像の一つに「子どもの笑顔あふれる、ゆたかな学習・文化都市」を掲げ、市民が多様な価値観を認め合いながら、伝統的な文化を次世代へ継承し、新たな文化を生みだしていくことのできる豊かな文化都市の創造をめざしています。本市においては、那覇市民会館やパレット市民劇場、那覇市文化てんぶす館等を拠点に文化活動の振興に取り組んでおり、市民が文化活動に参加できる機会、優れた芸術文化に触れる機会を増やすとともに、文化関係団体の活動を支援することにより、市民による文化活動の活発化を推進しています。

本市の文化振興拠点の一つである那覇市民会館（敷地面積8,522m²、SRC造地下1階・地上3階建て、建築面積4,674m²、延べ床面積7,335m²）は、大・中二つのホールと会議室及びその附帯施設からなる多目的な文化施設であり、音楽・舞踊・演劇等の公演や大規模な講演会・集会の会場等として市民・県民に広く活用されてきています。しかしながら、アメリカ統治下の昭和45年（1970年）に整備された現市民会館は、築後42年が経過する中、老朽化が著しい状況にあり、機能の維持・保全が困難な状況にあります。過年度実施の調査でも地震などの横揺れに対抗する水平耐力が低い等の判定結果となっています。また、設備老朽化調査においても、全体的に機器不良や機能低下が指摘されています。

こうした中、『第4次那覇市総合計画前期基本計画』においても、「市民の文化活動を支援する（施策4-4-1）」の方針の一つとして“那覇市民会館など文化施設の機能の更新、充実を検討します”という位置づけが示されています。また、『沖縄21世紀ビジョン』においては、県民が望む将来像の項目に「伝統文化を守り継承し、多様性と普遍性を受け入れ、新たな文化を創造」と掲げられており、これを推進するには、沖縄の伝統芸能を支え、育成する文化施策が必要となっています。

本構想は、市民アンケートやフォーラムの実施等の市民参画により、文化活動への参加状況や市民会館の利用実態、市民会館の整備事業に対する市民意見を広く聴取し、市内文化施設の分布状況や現市民会館の現状・課題の把握を行うなど各種基礎調査の実施を踏まえ、新市民会館に求められる機能の検討を図るとともに、県都那覇市の特性を活かし、本市の新たな文化の殿堂・沖縄の伝統文化の発信拠点施設となるよう、新市民会館の施設建設に向けた基本的な考え方を位置づけていくものです。

4. 基本構想

(1) 基本理念

本県においては、その歴史において諸外国との交流により踊りや音楽、美術工芸等、多様なまちの文化を育み発展させ、独自の世界を築いてきました。

去る沖縄戦では、王国時代から築きあげてきたまち並みが僅か数か月で完膚なきまでに破壊されましたが、戦後、私たちの先達は、廃墟の中からまちの再建に取り組んできました。全てを失い疲弊した暮らしの中にあっても、人々は歌を忘れず、空き缶と棒と落下傘でカンカラ三線を作り、芸能の担い手達も、焦土と化した沖縄で芸能を絶やすまいと継承に力を注いできました。文化は、市民の心の支えとなり、生きるための活力を生み出し、自然にまちも活気づいてきました。

そうした市民の努力により、那覇の街は蘇り、沖縄県の政治・経済・文化の中心都市として、また、国内外から多くの客が訪れる観光都市として発展しています。古い歴史と文化を持つ那覇は、これまで継承されてきた文化を大事に守り育てるとともに、未来を見据え、新たな文化の創造や参加機会の提供、質の高い文化芸術の鑑賞機会の提供を図り、より良く変化し進化を遂げるまちづくりをすることが求められます。ここに、沖縄の中心であり、先端である那覇の果たすべき使命があります。

一方、近年では、生活利便性の高まりや物質の充足とは裏腹に、社会不安の増大や、人間関係・地域の連帯意識の希薄化が進んでいます。このような中で、人間の感性と理性を磨き上げる文化芸術の役割は、益々その重要性を増してきており、市民の生活の質の向上にも大きく貢献するものです。

那覇市民会館は昭和45年11月に開館し、本市並びに本県の文化振興に寄与してきました。その建設にあたっては、総工費183万ドルのうち、日本政府援助25万ドル、琉球政府援助25万ドル、市負担133万ドルが投じられていますが、市負担のうち1割以上を占める16万ドルについては“文化の殿堂づくりを皆の手で”と、募金活動等の積極的な建設運動により寄せられた市民・県民からの浄財でした。那覇市民会館は戦争で多くを失った市民・県民にとっての願望であり、且つその意匠においても近代建築の中に沖縄の文化的アイデンティティが表現されており、沖縄の地域性・沖縄らしさを感じさせる建築物として親しまれるなど、開館から現在に至るまでウチナーンチュの心の拠り所としての役割を果たしてきました。

しかしながら、開館後42年が経過し、施設・設備の老朽化が進むとともに、現代の水準と照らし、優れた文化芸術を発信するための十分な機能を有しているとは言い難い状況となっています。こうした中、平成24年6月には『劇場、音楽堂等の活性化に関する法律』が公布・施行され、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、実演芸術の水準の向上等を通じてその振興を図り、心豊かな国民生活・活力ある地域社会の実現等に寄与することが謳われています。また、同法を受け、国をあげて文化芸術の振興を図っていく方向性も示されています。

那覇市民会館には、これまで以上に文化芸術振興の拠点としての役割が期待されています。同時に、県都那覇市の文化ゾーンとして、自然環境・景観・関連文化施設等の周辺環境も総合的にデザインしていくなど、沖縄文化の核となるコミュニティ・タウンに相応しい立地としていくとともに、中心市街地の産業活性化等、市のまちづくりの方向性ともリンクした拠点としていくことが求められています。

新たな市民会館は、文化芸術を通じて人・まちを元気にし、魅力ある那覇市を形成していくことをめざしています。市民が創りあげ・市民にしかできない活動を実践するとともに、そうした市民を育成する拠点となるものです。また、古（いにしえ）より歴史を紡いできた先人たちの「肝心（ちむぐくる）」を受け継ぎ、万国津梁（世界の架け橋）の拠点として、文化芸術を通した国際交流によって“次代を担う国際的那覇市民（那覇市の未来を担う子どもたち）”を新市民会館という場で、育成することが、国際文化都市那覇を構築するのです。これまで培ってきた市民文化の発表の場としての機能を継承しつつ、質の高い文化芸術に触れる鑑賞機会を創出していく中で、多くの人が集い、文化が根付いたまちづくりをめざすものです。

【キャッチフレーズ】

感動を共有する、文化の薫り高い芸術創造発信拠点

(2) 基本方針

先の理念を受け、新文化芸術発信拠点施設の基本方針を以下に定めます。

○地域文化を創造・発信する

- ・「市民自らが文化芸術の担い手」となる機会を創出していきます。
- ・市民参加による文化芸術の創造活動を通じ、表現する才能を育みます。
- ・沖縄らしさ・那覇らしさ溢れる独自の作品・表現の創造と発信を図るとともに、建物の意匠^{※1}や素材に沖縄らしさ・那覇らしさを感じさせる工夫を施し、施設全体として地域文化の発信に寄与します。
- ・ウチナーグチを継承する琉球古典芸能、沖縄芝居、琉球歌劇等の舞台芸能を発信する拠点としていきます。
- ・国際交流・文化交流に寄与する文化芸術を創造します。

○優れた文化芸術に触れる

- ・多彩な舞台芸術の創出や、才能豊かな実演家の育成と支援の場づくりを行うことにより、質の高い文化芸術に触れる機会を創出します。
- ・未来を担う子どもたちの夢と豊かな感性を育みます。
- ・離島県のハンディを克服し、国内外の優れた実演芸術に触れる機会を創出することにより、市民・県民の文化振興に寄与していくとともに、グローバルな視野を持つ人材の育成や国際交流の推進に繋げます。

○育て・交流する

- ・市民・県民の文化芸術活動の発表の場としての機能を充実します。
- ・気軽に利用できる施設整備に努め、幅広い市民の利用促進や参加できる事業の仕掛けを工夫します。
- ・アウトリーチ（地域に出向いた派遣公演）活動等を実施し、市民の文化理解の拡大を図ります。
- ・健康で豊かな市民生活に貢献する文化活動の創出を図ります。

※1：意匠

形・色・模様・配置などについて加える装飾上の工夫。デザイン。

(3) 施設機能

本市及び近隣市町村には文化芸術振興に寄与するホール機能が複数立地していることから、棲み分けにも留意しつつ、新たな市民会館が“文化芸術振興の核”として機能していくとともに、文化芸術を基軸とした“まちづくりの中核施設”としても機能していくよう、必要な施設機能を整備していくものとします。

①大ホール系機能

【考え方】

- ・多くの市民が舞台芸術作品を鑑賞し、楽しみ、感動することができるよう、音響系とビジュアル系^{※2}双方の機能を重視したホールの整備を目的とします。
- ・様々な文化創造の場、鑑賞の場となるよう必要な機能を満たし、且つ優れた文化芸術創造団体や興業組織等のプロフェッショナルな利用を満たす機能を持つものとします。
- ・市民の発表機会の場から本格的な公演まで幅広く対応できるよう、基本性能を重視した総合的な施設とします。

【整備内容等】

- ・これまでの市民の多様な文化活動に対応するため、多様な演目、現施設での集客数への対応を勘案しつつも、本格的な公演に応えられる専門性を有した空間・機能を持つホールをめざし、1,800席程度の規模の多面的な利用を可能とするホールとしていきます。
- ・オペラ、ミュージカル、クラシック音楽、バレエ等の総合舞台芸術等、多様な演目の本格的な公演に対応できるよう、主舞台と同じ規模の面積を持つ下手側舞台を整備していくとともに、プロセニアム^{※3}を可変できるステージや可動式音響反射板等を整備します。また、最新の舞台機構設備を整備していくものとします。
- ・客席と舞台との距離が身近に感じられ、一体感を感じさせるものとしていくよう、客席は立体的な多層構造としていきます。また、多層構造とすることで天井を高くとり、室容量を大きくすることで優れた音響性を確保します。観客数が少人数となる公演の場合でも、階層ごとの客席利用とすることで柔軟な利用料設定を可能にしていくものとします。
- ・長時間でも疲れずにゆったりと鑑賞できるよう、それぞれの客席まわりは可能な限りゆとりを持たせます。また、客席を千鳥配置にすることで前席に座る人が視界の妨げにならないようにしていくとともに、レベル差の小さい段床としていきます。
- ・出演者がリラックスできるよう、十分な樂屋の面積・室数を確保するとともに、舞台と樂屋及び荷捌き空間を持った搬出入口等との近接性・動線に配慮していきます。
- ・ユニバーサルデザインの考え方に基づいた客席・舞台の整備を図ります。

※2：ビジュアル系

視覚に訴える系統の意。

※3：プロセニアム

プロセニアムアーチ (proscenium arch) の略。劇場の、舞台と客席を区切る額縁状の部分。

【必要な諸室・機能等の例】

- ・1,800席程度の規模で音響系とビジュアル系双方の機能を重視しつつ、音楽・演劇等が高度に両立でき、現施設での利用形態やコンベンション機能等にも対応できる多機能なホール
- ・ホワイエ※4、楽屋、主催者控室、親子観賞室 など

※4：ホワイエ
劇場・ホテルなどの休憩所。ロビー。

②小ホール系機能

【考え方】

- ・演劇や舞踊などの上演や市民の創作・発表の場としても使いやすい機能となることを重視したホールの整備を目的とし、大ホールでは十分に魅力を発揮することができない演劇系舞台芸術の場として必要な機能を検討します。
- ・優れた舞台芸術・芸能作品を継続的に上演し、連続公演により子どもから大人まで多くの市民が日常的に観賞の機会を得ることのできる場としていくことを検討します。

【整備内容等】

- ・演劇や舞踊などの上演に適したホールとして 400 席程度の規模とし、演者の表情やしさが伝わるよう舞台と客席の距離を近くしていくなど、一体感のあるホールを検討します。
- ・本格的な公演に対応できるよう、舞台や袖の広さを十分に確保する配慮をします。

③創造支援機能

【考え方】

- ・市民を文化芸術創造の主体とし、子供から高齢者まで、多くの方が日常的に文化芸術活動に利用できる場を整備していきます。
- ・音量や騒音を気にせずに練習に集中できるよう、必要な諸室を整備するとともに、本番を意識した舞台のリハーサルを行える場を整備していきます。
- ・日常的な練習利用等を促進し、催物が無い時にも市民が集い・交流できる場としていくとともに、活動の雰囲気が滲み出る施設とし、市民の関心を高めます。

【整備内容等】

- ・大ホールの舞台利用を想定したリハーサル室や、日常の練習利用に対応した練習室等の整備を検討していきます。なお、これらについては、施設が提供するワークショップの

プログラムを実施するための機能としても活用を図っていくものとします。

- ・バンド練習やダンスの練習等に対応できるよう、各種諸室の整備にあたっては遮音性能や録音機材、鏡の設置等、必要な機能を付与し、日常的な練習等利用を支援します。
- ・大型楽器などを収容できる倉庫機能を設けていくものとします。

【必要な諸室・機能等の例】

- ・練習室、リハーサル室、スタジオ、作業場、倉庫など

④展示・情報発信機能

【考え方】

- ・市民の文化芸術への関心と意欲を高めていくため、市民の文化諸活動の展示機能を設けていくものとします。
- ・催し物が無い時でも自由に市民が訪れ、展示内容や催し物情報、自主事業等による活用の内容についての情報を得ることが可能になるように情報発信機能を充実していきます。

【整備内容等】

- ・市民の美術活動や生活文化などの発表の場となる展示スペース（ギャラリー等）を設けます。展示スペースは、通路壁面等を利用して設けていくなど、空間の効率的な活用を検討していきます。
- ・市民が気軽に公演情報等入手できるよう、誰でも自由に利用できるオープンラウンジに情報コーナーを整備していきます。
- ・プレイガイドを設置し、ホールの自主事業や県内のイベントのチケットだけでなく、県外のチケットなども取り扱うことを検討していきます。

【必要な諸室・機能等の例】

- ・展示スペース
- ・情報ラウンジ、情報掲示板、チラシ設置用ラック、プレイガイド など

⑤交流機能

【考え方】

- ・市民の多様な交流・地域活動を支援するとともに、日常的な施設利用に繋げていくことで、市民の文化芸術への関心を高めることに寄与していくものとします。

【整備内容等】

- ・市民意識調査において高いニーズが寄せられたカフェ・レストラン等を整備し、飲食や

歓談を楽しみ、施設への誘引となる機能としていくとともに、日常的な憩いの場としての活用を図ります。

- ・市民交流を促進するため、小規模なセミナー・会議等に利用できる会議室や、多様な市民活動を支援する市民交流スペース、地域住民の日常的な施設利用を考慮した併設施設等の整備を検討していきます。また、市民を招き入れるためにも、エントランスを開放的にしていきます。
- ・併設施設については、地域コミュニティづくりに資する交流スペース等を想定します。併設施設は地域ニーズを踏まえてその内容や規模等を検討していく必要があることから、基本計画などで検討を深めていくものとし、新市民会館への併設が困難な場合、周辺への整備・連携を検討していきます。

【必要な諸室・機能等の例】

- ・カフェやレストラン、エントランス、ショップ、交流スペース、会議スペース、併設施設 など

⑥アクセス機能

【考え方】

- ・出演者側がスムーズに準備を行えるよう、搬出入のために必要な動線や出演者用駐車スペースの確保を図ります。
- ・新市民会館は、市民のみならず本島内からの利用が想定されるなど広域的な利用への配慮が求められる一方で、総合的な交通体系の動向や歩いて暮らせるまちづくり等、中心市街地におけるまちづくりの方向性も勘案していく必要があることから、観客用駐車場の整備も含めたアクセス機能については、慎重に検討していくものとします。なお、日常に練習利用等を行う中高生等や、障がい者・高齢者といった交通弱者も気軽に訪れるができるよう、公共交通等と連動したアクセス機能も含めて検討していくものとします。

【整備内容等】

- ・出演者用駐車場として必要な駐車場（100台程度）を最低限確保していくことをめざします。なお、大型車が搬出入口に横付けできるように配慮していきます。
- ・観客用駐車場については敷地と建築面積の兼ね合いの中で検討していくこととし、モノレール等の公共交通機関の活用促進や、周辺の既存公共施設駐車場や民間駐車場の有効活用も視野に入れながら、基本計画などで検討を深めていくものとします。
- ・観賞への期待感を高め、鑑賞後の余韻を楽しむことのできるよう、演出効果の高い周辺歩行者空間の整備を進めています。また、那覇市のまちづくりとの連動を図る中で、地域整備・交通体系の整備等を進めていくものとします。

【必要な機能等の例】

- ・出演者用駐車場（100台程度）
- ・“ハレ”^{※5}を演出する歩行者空間の整備等の回遊性のあるまちづくり
- ・周辺の既存駐車場との連携など

※5：“ハレ”

ハレ＝日本人の伝統的な世界観のひとつ。普段の生活である「日常」を表している“ケ（葵）”に対し、“ハレ（晴れ、霧れ）”は儀礼や祭、年中行事などの「非日常」を表す。

⑦建物外観・内装等

【考え方】

- ・沖縄らしさ・那覇らしさを感じさせ、演じる側・観客側の双方に憧れを抱かせる風格のある施設をめざします。

【整備内容等】

- ・那覇市景観計画との整合性に留意しながら検討を行うものとし、建物外観や内装に、沖縄らしさ・那覇らしさを感じさせる地域素材や意匠、伝統工芸の要素等を取り入れ、個性や落ち着きのある表情を醸し出す風格のある建築としていきます。併せて、建築物と周辺住宅地との緩衝地帯（バッファーゾーン）となるよう、緑化等に努めます。

⑧地球環境に配慮した機能

【考え方】

- ・地球環境負荷の低減等に配慮した施設整備としてヒートアイランド対策機能、省エネルギー機能の施設整備を行います。

【整備内容等】

- ・環境負荷の低減を図るため、施設の長寿命化や省エネルギー化に寄与する建設材料、緑化対策、発電機能などを積極的に導入していきます。

【必要な諸室・機能等の例】

環境負荷の低減に寄与する機能（屋上緑化・太陽光発電・地域素材の活用や風土に根差した施設整備等）など

⑨管理・その他機能

【考え方】

- ・市民の創造活動等の支援と、計画的・定期的な管理を行うための事務室機能を整備します。
- ・まちづくりを牽引する施設として、ユニバーサルデザインや災害時対応に配慮した施設整備を行います。

【整備内容等】

- ・意志を持った運営と適切な管理を行うため、施設内に事務室機能を設け、日常業務や打ち合わせ、応接等の対応が支障なく行える設備としていきます。事務室窓口は、市民に開かれたものとしていきます。
- ・子どもからお年寄り、妊婦、障がい者等、あらゆる市民が施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したトイレやエレベーター、案内サイン類の整備を行います。
- ・地域の防災拠点としても機能するよう、災害に強い施設としていくとともに、備蓄倉庫などを整備していきます。

【必要な諸室・機能等の例】

- ・事務室、打ち合わせスペース、応接室、給湯室
- ・ユニバーサルデザインに配慮したトイレやサイン等の設置、防災備蓄倉庫など

(4) 敷地規模

敷地規模は、現市民会館敷地と同規模を想定しますが、拠点施設として新市民会館が有すべき全ての機能を整備するにあたり、必要に応じて敷地面積の拡大検討や、周辺地域への分散整備等も含めて検討を行うものとします。

(5) 管理運営体制

基本方針として位置付けた「地域文化を創造・発信する」「優れた文化芸術に触れる」「育て・交流する」を高度な次元で展開していくためには、魅力あるソフト事業を企画・推進するための専門人材が不可欠であるとともに、貸館事業やコンベンション利用等、多様な利用も図る中で稼働率を高めていくなど、ホールマネジメントの充実も求められます。具体的には、高い専門性と使命感を持った組織による運営が求められ、音楽や演劇をはじめとする文化芸術に造詣の深い責任者や、創造・発信活動への支援や優れた鑑賞機会の提供、アウトリーチ（地域に出向いた派遣公演）の取り組みの積極的展開等を図るため、専門知識・経験を有したスタッフ等の配置が必要となります。また、舞台機構等の特殊な設備を安全に運用するための専門技術者も含めた管理体制が必要となります。

管理運営体制としては、大きく分けて、市の直営とするか、指定管理者による管理運営とするかを選択することになります。また、管理は行政が行い、ソフト事業は民間が行うといった行政と市民の協働による管理運営体制も考えられます。

本市においては、公共施設の維持管理にあたり、指定管理者制度の導入を進めていますが、新市民会館の管理運営体制については、文化芸術の振興を強力に推進できる組織体制が求められます。そのため、先に述べた管理運営能力を有する団体の有無や、その育成も含め、今後引き続き管理運営体制のあり方を慎重に検討していくものとします。

なお、自主事業収入や施設使用料金等の収入だけでは事業費や施設の管理運営にかかる経費を賄うことは困難なため、市による経費負担が求められるとともに、管理運営体制としても経営的視点を持ち、国や財團法人地域創造等の助成金獲得を積極的に行い、自己財源比率を高めていくことに留意していくものとします。また、施設及び舞台機構等の維持修繕を計画的に行っていくものとします。

5. 那覇市文化行政審議会委員名簿

《那覇市文化行政審議会 委員名簿》

氏名	職業・所属等	区分	備考
城間 雨邨	那覇市文化協会	学識経験者	会長
佐久本 伸光	沖縄県美術家連盟副会長	//	副会長
崎山 律子	フリージャーナリスト	//	委員
高橋 真知子	沖縄県立芸術大学音楽学部教授	//	//
作田 艶子	那覇伝統織物事業協同組合元専務理事	市民委員	//
合田 重行	舞台美術家	//	//
石堂 清彦	琉球新報社事業局長	その他	//
上原 徹	沖縄タイムス社文化事業局長	//	//

《那覇市文化行政審議会 新市民会館建設部会 委員名簿》

氏名	職業・所属等	区分	備考
小倉 暢之	琉球大学工学部教授	文化行政審議会臨時委員	部会長
中村 透	元琉球大学教授 作曲家	//	副部会長
渡嘉敷 健	琉球大学工学部准教授	//	委員
玉城 盛義	琉舞・組踊・琉球歌劇演者	//	//
上原 正弘	琉球フィルハーモニー管弦楽団理事	//	//
真栄平 仁	舞台演出家・作家	//	//
安田 辰也	那覇市芸術監督	//	//
宍戸 喜夫	沖縄ツーリスト株専務取締役	//	//
高橋 真知子	沖縄県立芸術大学音楽学部教授	文化行政審議会正委員	//
合田 重行	舞台美術家	//	//
高良 博	沖映通り商店街振興組合副理事長	文化行政審議会臨時委員	//
真喜屋 稔	国際通り県庁駅前商店街振興組合理事長	//	//

